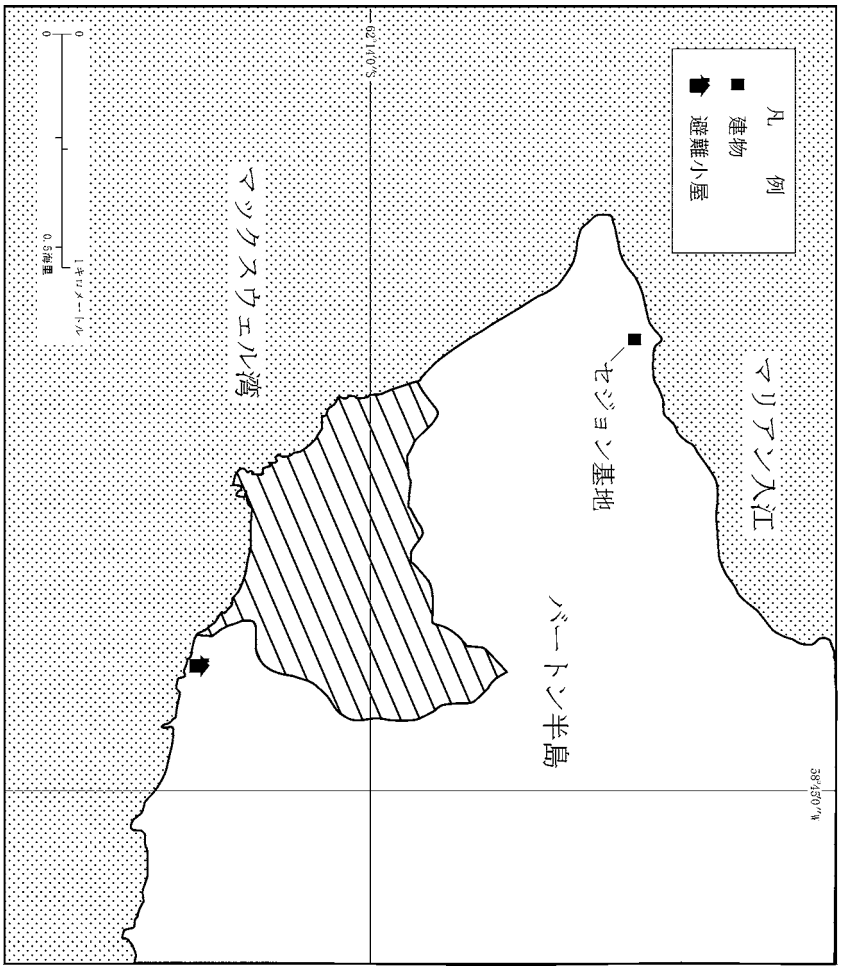
別記第七十南極特別保護地区の次に次のように加える。

第七十一南極特別保護地区

キング・ジョージ島のバートン半島

この地区は、南緯62度13分54秒西経58度47分１秒の地点を起点として、同地点から稜線を北東に進み、南緯62度13分41秒西経58度45分36秒の地点に至り、同地点から稜線を南に進み、南緯62度14分25秒西経58度45分48秒の地点に至り、同地点からバートン半島の海岸線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

（地　図）




別表第四の八十二の項の次に次の二項を加える。

| | | |
|---|---|---|
| 八十三 | ルーベ海岸のラルマンドフィヨルドのデターユ島にあるW基地 | 南緯六十六度五十二分西経六十六度三十八分 |
| 八十四 | ウィンケ島のドリアン湾のダモイ岬に建てられた小屋 | 南緯六十四度四十九分西経六十三度三十一分 |

別表第六第三南極特別保護地区の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 第四南極特別保護地区 | 一　当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。<br>二　当該地区内では徒歩で移動すること。<br>三　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。<br>四　当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。<br>五　当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。<br>六　当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。<br>七　当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。<br>八　当該地区内では廃棄物を処分しないこと。<br>九　当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。 |

別表第六第十三南極特別保護地区の項第二号中「車両を使用しない」を「徒歩で移動する」に改め、同項中第四号を次のように改める。

四　科学的調査のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。

別表第六第十三南極特別保護地区の項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。

別表第六第二十一南極特別保護地区の項第一号中「又は必要不可欠な管理活動」を「、必要不可欠な管理活動又は教育活動」に改め、同項第三号中「の陸域」を削り、同項第四号を次のように改める。

四　科学的調査のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。

別表第六第二十一南極特別保護地区の項第五号中「又は管理活動」を「、管理活動又は教育活動」に改め、同項第六号中「陸域」の下に「及びペンギンの繁殖地から二百メートル以内の海域」を加え、同項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。

別表第六第二十四南極特別保護地区の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 第二十五南極特別保護地区 | 一　当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。<br>二　当該地区内では徒歩で移動すること。<br>三　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。 |